

参 考 资 料

○東埼玉資源環境組合規約

(昭和40年10月1日指令40地第6319号)

改正 昭和42年12月8日指令地第2237号
昭和44年10月28日指令地第2094号
昭和47年6月20日指令地第389号
昭和47年10月14日指令地第899号
昭和49年8月8日指令地第575号
昭和49年11月18日指令地第1013号
昭和58年2月1日指令地第1404号
昭和59年10月1日指令地第858号
平成4年4月16日指令地第84号
平成8年9月9日指令地政第233号
平成11年3月15日埼東清第915号
平成19年5月14日指令市第305号
平成22年2月17日指令市第2123号

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、東埼玉資源環境組合(以下「組合」という。)という。

(組織)

第2条 組合は、越谷市、草加市、吉川市、八潮市、三郷市及び松伏町(以下「組合市町」という。)をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、し尿処理場、ごみ処理場の設置及びその管理に関する事務を共同処理する。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、越谷市増林三丁目2番地1に置く。

第2章 議会

(議員の定数及び選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合の議員」という。)の定数は、24人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

越谷市 6人
草加市 6人
吉川市 3人
八潮市 3人
三郷市 3人
松伏町 3人

2 前項の組合の議員は、組合市町の議会において、その議会の議員のうちから選挙する。

(任期及び失職)

第6条 組合の議員の任期は、組合市町の議会の議員の任期による。

2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 組合の議員が、組合市町の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

(補欠選挙)

第7条 組合の議員が欠けたときは、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

(選挙の結果の告示等)

第8条 組合の議員の選挙が終了したときは、組合市町の議会の議長は、当選人に当選の旨を告知するとともに、直ちにその結果を管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに当選人の住所氏名を告示しなければならない。

(議長及び副議長)

第9条 組合の議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

(議長の議事整理権、議会代表権)

第10条 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

(議長の代理及び仮議長)

第11条 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

2 議長及び副議長にともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

3 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

(臨時議長)

第12条 第9条第1項及び前条第2項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

(議長及び副議長の辞職)

第13条 組合の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。ただし、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

第3章 執行機関

(設置及び選任の方法)

第14条 組合に管理者、理事及び副管理者を置く。

2 管理者及び理事は、組合市町の長の協議により組合市町の長のうちからこれを定める。

3 副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得てこれを選任する。

4 組合に理事会を置く。理事会は、管理者、理事及び副管理者をもって構成する。

(任期)

第15条 管理者及び理事の任期は、組合市町の長の職にある期間とする。

2 副管理者の任期は、4年とする。

(職務権限)

第16条 管理者は、組合を統轄し、及び代表し、組合の事務を管理し、及び執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

3 理事会は、組合の事務の適切な運営を図るものとする。理事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第17条 組合に会計管理者その他の職員を置き、管

理者がこれを任免する。

2 会計管理者は、組合市町の会計管理者をもって充てる。

3 職員の定数は、組合の条例でこれを定める。
(監査委員)

第 18 条 組合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合の議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合の議員のうちから選任される者にあつては、組合の議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては、4 年とする。

第 4 章 経費及び補則

(経費)

第 19 条 組合の経費は、次の割合をもって組合市町が負担するものとする。なお、組合の事業(財産)より生ずる収入及びその他の収入がある場合は、これに充てるものとする。

平等割 15 パーセント

搬入割 85 パーセント

2 前項の搬入割算定の基礎とする搬入量は、前年の搬入量とする。

(地方自治法の準用)

第 20 条 この規約に規定すべき事項で、この規約に定めのないものについては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)中、市に関する規定を準用する。

附 則

1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

2 第 3 条のうち、ごみ処理場の設置及びその管理に関する事務については、草加、越谷清掃組合の解散について知事の許可があった日から施行する。

附 則(昭和 42 年指令地第 2237 号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和 44 年指令地第 2094 号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和 47 年指令地第 389 号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和 47 年指令地第 899 号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和 49 年指令地第 575 号)

1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

2 改正後の埼玉県東部清掃組合規約の第 19 条の規定は、昭和 49 年度分の負担金から適用する。

附 則(昭和 49 年指令地第 1013 号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和 58 年指令地第 1404 号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和 59 年指令地第 858 号)

(施行期日)

1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

(経費の負担割合の特例)

2 組合経費の負担割合は、この規約による変更後の埼玉県東部清掃組合規約第 19 条第 1 項の規定に

かかわらず、昭和 59 年 10 月 1 日から昭和 60 年 3 月 31 日までは平等割 15 パーセント、人口割 30 パーセント、搬入割 55 パーセントとし、昭和 60 年度にあつては平等割 15 パーセント、人口割 15 パーセント、搬入割 70 パーセントとする。この場合において、人口割算定の基礎とする人口については、なお従前の例による。

附 則(平成 4 年指令地第 84 号)

(施行期日)

1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。
(経過措置)

2 この規約の施行の際、現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、変更後の第 18 条第 2 項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則(平成 8 年指令地政第 233 号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成 11 年埼東清第 915 号)

この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年指令市第 305 号)

(施行期日)

1 この規約は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 この規約の施行の際現に助役である者は、この規約の施行の日(以下「施行日」という。)に、この規約による変更後の東埼玉資源環境組合規約(以下「新規約」という。)第 14 条第 3 項の規定により、副管理者として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新規約第 15 条第 2 項の規定にかかわらず、施行日におけるこの規約による変更前の東埼玉資源環境組合規約第 14 条第 3 項の規定により選任された助役としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成 22 年指令市第 2123 号)

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

分担金割合の推移

年度	割合	平等割	人口割	搬入割
昭和 40 年度～昭和 48 年度		30	70	—
昭和 49 年度～昭和 59 年 9 月		15	85	—
昭和 59 年 10 月～昭和 60 年 3 月		15	30	55
昭和 60 年度		15	15	70
昭和 61 年度～		15	—	85

○東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料条例

(平成 13 年 3 月 28 日条例第 2 号)

改正 平成13年12月25日条例第6号
平成16年 6月25日条例第5号

東埼玉資源環境組合廃棄物の処理に関する条例(昭和 48 年条例第 7 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定により東埼玉資源環境組合(以下「組合」という。)が徴収する手数料は、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料適用の範囲)

第 2 条 この条例に基づいて手数料を徴収する廃棄物は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物とする。ただし、事業活動に伴って生じた一般廃棄物以外の一般廃棄物と合わせて処分することができ、かつ、事業活動に伴って生じた一般廃棄物以外の一般廃棄物の処分に支障ない範囲内の量のものとする。

2 前項に規定する処分のできる事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、組合市町の許可を受けたものとする。

3 管理者は、前項の事業活動に伴って生じた一般廃棄物については、施設の処分能力に応じて搬入を制限することができる。

(手数料の徴収)

第 3 条 管理者は、前条に規定する事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処分に関して、事業者(事業者が一般廃棄物の運搬を一般廃棄物処理業者に委託したときは、当該委託を受けた業者とする。)から手数料を徴収する。

2 前項の手数料の額は、その廃棄物の数量 10 キログラムにつき 210 円とする。ただし、数量が 10 キログラム未満のときは、10 キログラムとし、その数量が 10 キログラムを超えるときは、10 キログラム未満の端数を切り上げて計算する。

(手数料の減免)

第 4 条 管理者は次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でないと認められるとき。

(2) その他公益上特に必要と認められるとき。

(過料)

第 5 条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に東埼玉資源環境組合廃棄物の処理に関する条例(昭和 48 年条例第 7 号)の規定に基づいて徴収すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料条例の規定に基づいて徴収すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年条例第 5 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料条例の規定に基づいて徴収すべきであった手数料については、なお従前の例による。

○東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料条例施行規則

(平成13年3月28日規則第4号)

改正 平成25年 3月 5日規則第2号
平成26年12月 4日規則第2号
平成28年 3月30日規則第25号
平成31年 1月17日規則第1号
平成31年 3月11日規則第3号
令和 3年 3月31日規則第10号
令和 5年 9月26日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料条例(平成13年条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物)

第2条 条例第2条第1項に規定する事業活動に伴って生じた一般廃棄物とは、一般家庭から生じた廃棄物の質と同等な廃棄物とする。

(廃棄物の処分手続)

第3条 前条の一般廃棄物の処分を組合に依頼しようとする事業者(条例第3条第1項の事業者をいう。以下同じ。)は、組合市町から発行を受けた許可書を提出しなければならない。

(手数料の徴収方法)

第4条 条例第3条に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、そのつど納入しなければならない。ただし、管理者が認めた者については、1月ごと一括納入をすることができる。

2 手数料の徴収は、管理者が発行する納入通知書により行うものとする。

(督促)

第5条 管理者は、事業者が納入期限までに手数料を完納しないときは、期限を指定して督促状(第1号様式)により督促しなければならない。

2 前項の規定により督促状に指定する期限は、督促状を発する日から起算して10日を経過した日とする。

(一括納入の承認の申請等)

第6条 一括納入をしようとする事業者(以下「申請者」という。)は、廃棄物処理手数料一括納入承認(更新)申請書(第2号様式)により管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 手数料を滞納している者は、前項の規定による申請を行うことができない。

3 管理者は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、一括納入を承認するときは、廃棄物処理手数料一括納入承認(更新)通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(一括納入の承認の有効期間)

第7条 前条第1項の承認(以下「承認」という。)の有効期間は、2年間とする。ただし、第14条の

規定による再申請に係る承認の有効期間は、従前の承認の有効期間の満了の日までとする。

(一括納入の承認の更新)

第8条 承認の有効期間は、第6条第3項の規定による通知を受けた事業者(以下「承認事業者」という。)からの申請により更新することができる。

2 第6条及び前条本文の規定は、前項の規定による更新について準用する。

3 第1項の規定による更新の申請があった場合において、承認の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の承認は、承認の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、承認の更新がされたときは、その承認の有効期間は、従前の承認の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(保証金)

第9条 管理者は、手数料の滞納額の全部又は一部に充てるため、あらかじめ承認事業者から保証金を徴収することができる。

2 保証金の額は、前年の手数料の実績に基づき、別表の左欄に掲げる前年の手数料調定額(以下「調定額」という。)の平均月額に区分に応じ、それぞれ当該右欄に定めるとおりとする。ただし、前年の手数料の実績がない事業者にあつては、あらかじめ組合市町に提出される事業計画量に基づき、決定するものとする。

3 保証金の額は、調定額に著しい乖離が生じたときに限り、変更することができる。

4 保証金は、管理者が保管し、保管中は保証金に利子を付けないものとする。

5 保証金は、次年度において既納の保証金を引き継ぐものとする。

(保証金の納入)

第10条 承認事業者は、管理者が指定する期日までに、保証金を納入しなければならない。ただし、国、地方公共団体その他管理者が特に認める公共的団体はこの限りではない。

(保証金の充当)

第11条 承認事業者が第5条第2項に規定する期限までに滞納している手数料を完納しないときは、保証金を当該手数料の全部又は一部に充当するものとする。

(保証金の返還)

第12条 保証金は、承認事業者が次の各号のいずれかに該当するときはこれを返還する。ただし、前条に規定する充当すべき手数料がある場合は、保証金から充当すべき金額を差し引いた残額を返還するものとする。

(1) 条例第2条第2項の許可の有効期間が満了したとき。

(2) 条例第2条第2項の許可を取り消されたとき。

(3) 業務を廃止したとき。

(4) 一括納入からそのつど納入に変更したとき。

(承認の取消し)

第 13 条 管理者は、承認事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 管理者が指定する期限までに滞納している手数料を完納しないとき。
- (2) 管理者が指定する期日までに保証金を納入しないとき。
- (3) 不適正な事業の運営を行っている事実が明らかになったとき又はそれを疑うに足る客観的な事実が確認されたとき。
- (4) その他管理者が取り消すべき事由があると認めるとき。

2 管理者は、前項の規定により承認を取り消したときは、廃棄物処理手数料一括納入取消通知書(第 4 号様式)により当該事業者へ通知するものとする。

(承認の再申請)

第 14 条 前条の規定により承認を取り消された事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条第 1 項の規定による申請を再度行うことができる。

- (1) 前条第 1 項第 1 号の規定により承認を取り消された事業者にあつては、滞納している手数料を完納し、かつ、1 月の間、手数料を滞納しなかったとき。
- (2) 前条第 1 項第 2 号の規定により承認を取り消された事業者にあつては、保証金を納入したとき。
- (3) 前条第 1 項第 3 号の規定により承認を取り消された事業者にあつては、取消しの原因となった事実が適正な事業の運営に支障を及ぼさないことが明らかになったと認められるとき。
- (4) 前条第 1 項第 4 号の規定により承認を取り消された事業者にあつては、取消しの原因となった事由がなくなったと認められるとき。

(その他)

第 15 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
(規則の廃止)
- 2 東埼玉資源環境組合廃棄物の処理に関する規則(昭和 48 年規則第 3 号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の日前に東埼玉資源環境組合廃棄物の処理に関する規則の規定に基づいて徴収すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年規則第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日以後に搬入される一般廃棄物に係る手数料について適用する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前において、改正前の東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料条例施行規則第 4 条第 1 項ただし書きの規定により一括納入を認められている事業者の取り扱いについては、別に定める。

附 則(平成 26 年規則第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に廃止前の東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料取扱要綱(平成 25 年 3 月 5 日制定)の規定によってした処分、手続きその他の行為であつて、改正後の東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料条例施行規則の規定に相当規定があるものは、改正後のこれらの規定によってした処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則(平成 28 年規則第 25 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年規則第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成 31 年規則第 3 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(令和 3 年規則第 10 号)
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(令和 5 年規則第 21 号)
この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

※別表及び別記様式は省略